

大阪市告示第541号

次の施設について、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年4月17日

大阪市長 横山英幸

会館名	年月日
大阪市立港近隣センター	令和8年9月15日（火）から同年10月31日（土）まで 令和9年1月16日（土）から同年1月31日（日）まで
大阪市立港近隣センター 集会室3 集会室4 和室	令和8年11月1日（日）から令和9年1月15日（金） まで

（港区役所協働まちづくり推進課）